別紙4

自動車運転契約書

平内町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する平内町議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1　運転する期間

令和６年　　月　　日から

令和６年 月 日まで 日間

原則として毎日　　時　　分から　　時　　分まで

2　契約金額　　　　　　　　　円（税込）

（1日につき　　　　　　　円（税込））

3　運転する車輌の登録番号

4　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」に基づき、平内町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

 なお、平内町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

 ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は平内町には請求できない。

 　令和６年　　月　　日（契約締結年月日）

甲 住　　所

平内町議会議員一般選挙候補者

氏　　名 ㊞

乙 住　　所

代 表 者 ㊞